

紹介手数料の返還

採用決定者が、入社後、採用決定者側の事情により180日以内に退社した場合、次の通り紹介手数料を、退職日の属する月の翌月末日（金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日まで。）までに返還するものとする。

- ・入社日より30日以内に退社：紹介手数料の80%
- ・入社日より30日を超え90日以内に退社：紹介手数料の50%
- ・入社日より90日を超え180日以内に退社：紹介手数料の30%

但し、採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退社の場合はこの限りではない。